

平成 16 年度

第 5 号

## SEUシニアクラブ会報

自 立  
相互扶助  
社会貢献

事務局:長野県諏訪市大和 3-3-5 セイコーエプソン労働組合内 TEL:0266-52-0714 Email:seu\_scnt@moon.odn.ne.jp

あり方部会報告

## SEUシニアクラブの社会貢献活動について

## “無理をしない・がんばらない”範囲で活動を 介護・IT分野でまず着手!

第4回あり方部会が2月26日、「ゆうむ25」で開かれました。この日は前回からの継続検討である、社会貢献活動の具体的な進め方について話し合いがなされました。

「まず手始めに養護施設などの支援について考える」とのまとめが第3回までにできていたので、この点にポイントを絞った意見交換をしました。

その結果、施設などの現実を理解することからスタートすることになり、具体的には、諏訪市養護施設の「西山の里」所長である宮沢忠雄さん（エプソンOB）に来ていただいて、施設

の現状・ニーズなどについてお話をさせていただくことになりました。

このテーマについては後藤茂人さんに窓口をお願いすることになりました。

またもう一つのテーマであった、現役からの依頼による「パソコンボランティア」については山田勝俊さんを窓口にして、具体的な進め方を案画していくことが決まりました。

具体化し実行の段階になりましたら、“むりをしない・がんばらない”範囲で会員みなさんの参画をよろしく願いいたします。

### 第三回「土曜さろん」

#### 「介護」の現状について研修会

- 1：開催日時 3月27日（土曜日） 午後1時～4時  
研修会は午後1時～3時です
- 2：会 場 ゆうむ25 103号室
- 3：参加費 無 料

「土曜さろん」は毎月第四土曜日に開催し、会員の皆さんの自由な情報交換の場として運営しています。3月は特別企画として、諏訪市の養護施設「西山の里」所長である宮沢忠雄さん（セイコーエプソンOB）をお招きして、介護に関するお話をいただきます。ご家族の方もお誘いいただき、多数の皆さんの参加をお待ちしております。

#### 【研修会内容】

- 1、介護施設の現状（スライド利用）
- 2、" 施設で求めているもの（ニーズ）
- 3、介護保険の概要
- 4、質疑応答

#### 【次々回予告】

4月の土曜さろん（4月24日）は武川育司さんの指導で デコパ・ジュ（厚紙を使った小物入れ作り）の作成を予定しています

## 第2回土曜サロン

にぎやかに・楽しく・・・

### 趣味講座で大いに盛り上がる！

第2回土曜サロンは、2月28日土曜日の午後1時から4時までゆうむ25の102号室で開かれました。この日の世話役は、渋井富江・山田勝俊・河西邦夫の3氏でした。

開店？後まもなく、松本の平林重義さんがプリントアウトしたA3版の写真30枚ほどを持って駆けつけてくれました。美しい風景・花などの写真でした。

早速その写真を壁に展示して即席の写真講座。いい写真を撮ることはできても、よい作品はなかなかできない・・・など、など。

次に飛び込んできてくれたのは、武川育司さんです。

ペン立て・印鑑入れ・キホルダなど身の回り小物を、和紙の多色染め友禅などを使い、デコパージュの技法で美しく作り上げていくさまに、みんなで息のみました。

また山田勝俊さんは、家からパソコンとプリンタを担ぎ込んで、即席の名刺店を開業。この日サロンに参加したメンバーが、思いおもしろいデザインで名刺を注文。もちろん無料で仕上がりは最高の自分の名刺に見入っていました。

適当にコヒやお菓子が入るなど、予定さ

れた3時間はたちまちすぎてしまいました。なおこの日参加したメンバーは20人です。

趣味や実益を兼ねた「地域ビジネス」や「社会貢献活動」などの構想をお持ちの方は居られませんか？

一人では出来ないけれど仲間が集まればきっと実現できます。「土曜サロン」はそんなあなたの夢を実現できる情報交流の場です。



武川・平林両会員が趣味を大いに語る！

## 事務局からのお願い

### 事務局からの連絡事項を電子メールで配信！

### 積極的にアドレス登録をお願いします

前回の会報でEメール開設の報告をしたところ、早速、会員の皆さんから開設お祝いのメッセージを頂きありがとうございました。

さて、電子メールの具体的な利用方法として、まず事務局からの「お知らせ」の配信です。

推定で会員100名程の皆さんがEメールを利用できる環境ですので、全員に登録していただきますと、年間7万円程度の経費が節約できる経済効果が期待できます。

「広報」「会議通知」等の郵便物を、メール配

信に切り替えていただける会員は、下記アドレスに「氏名」と「メール受信許可」と書き、送信をお願いします。

登録いただいたメールアドレスは、事務局で厳重管理し、上記目的以外の利用は行いません。

なお、メーリングリストのメンバー募集は別途行いますので、年10回程度の情報配信が対象です。

【メールアドレス】

[seu\\_scnt@moon.odn.ne.jp](mailto:seu_scnt@moon.odn.ne.jp)

## 年金課税強化が実施されると年 17 万 6 千円の増税！ 「退職者連合」は各地で撤回を求める運動を展開

いま全国各地で「年金課税強化の撤回を求める取り組み」が行われています。

地域での活動レポートが「諏訪退職者連合の会」河西邦夫事務局長から寄せられましたので、ご紹介します。

.....

2004年度税制改正大綱では、年金財源を確保するため年金に対しても課税強化が盛り込まれ、公的年金控除の縮小・高齢者控除の廃止・配偶者特別控除の廃止などが示されました。これが実施されると、夫婦所帯で年金額が30万/年の場合、平成15年度分の控除額は328万円ですが平成16年度では290万、さらに平成17年度以降は212万円までさがります。

これは所得税ですが、所得水準が変わると住民税国保税、介護保険料などが影響を受けて負担が増大します。

日本高退連の試算によると、これらがすべて決まってくると、東京都の場合300万の年金受給者は平成17年度以降176,128円の年間の増税になるということです。(諏訪でもあまり変わらない水準になると思います。)

現在、諏訪市6市町村の議会に対して、高齢者課税及び配偶者特別控除反対の意見書をだしてもらおうよう、請願書あるいは陳情書を出しています。

諏訪市は、9日の社会委員会で審議をするので、資料を持って出席し内容について説明してきました。

地方議会への請願運動は世論喚起の一環として全国規模で行なっている取り組みで、JAMシニアクラブ(山本吉昭会長)では長野県議長、松本・塩尻市議会議長宛てに請願書を提出しました。

.....

政治家に能力がないから、取りやすいところから金を集めることだけでつじつまを合わせようとしているいまの政治が、いつまでつづくか、気になるところです。

一口メモ：日本高退連とは

正式名称は「日本高齢・退職者団体連合」平成3年結成。平和で豊かな高齢期を実現するための諸活動を全国規模で推進する組織。SEUシニアクラブも、JAM長野シニアクラブを通じて、この活動に参画しています。

(次ページへ)



諏訪退職者連合の会主催

### マレットゴルフ大会及び懇親会の参加者募集

\* 日時 4月16日(金)

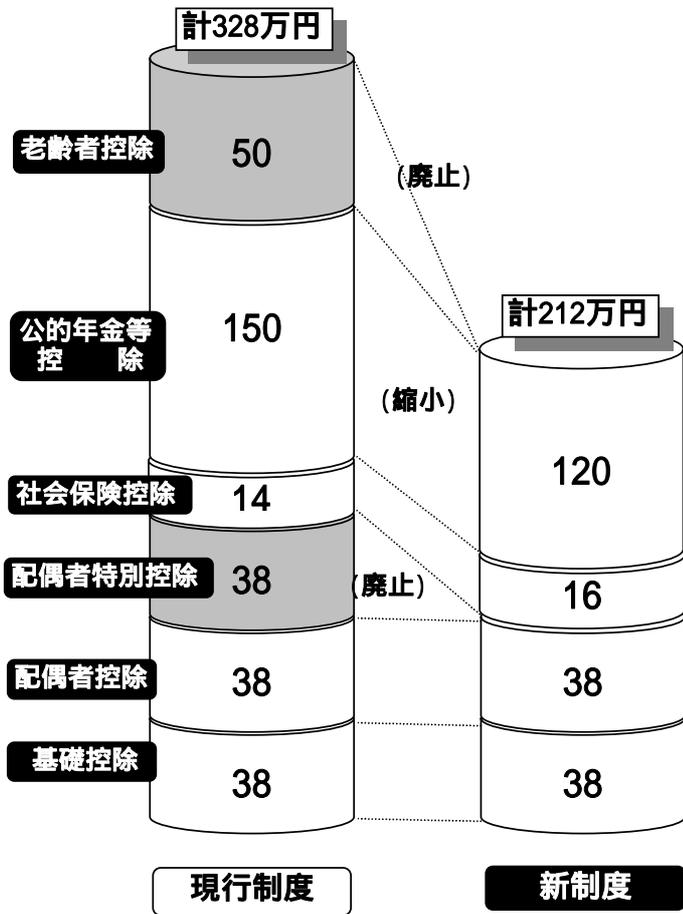
マレットゴルフ大会 9:30~12:00 高浜マレットゴルフ場

懇親会 12:30~15:00 ゆうむ25(会費3,000円)

\* 申し込み 幹事の松沢利雄さん(0266-53-1323)河西邦夫さん(0266-53-0537)

\* 締め切り 3/31まで

# 2004年度税制改正大綱（年金税制）の概要



## 1. 公的年金控除及び老齢者控除の見直し

公的年金等控除 年齢65歳以上の者に上乗せされていた控除額(最低保証額140万円)が廃止となり65歳未満の最低保証額70万に、老齢者特別加算として50万円加算し120万円の一律にする。

老齢者控除(65歳以上で年間の合計所得が1000万円以下の者に適用した所得控除)50万円を廃止する。

\* 以上は平成17年度分以後の所得税、及び平成18年度分以後の住民税に適用の予定。

## 2. 配偶者特別控除の廃止

配偶者特別控除38万円を廃止。

\* 所得税は平成16年1月、住民税は平成17年1月より適用する

以上の内容を65歳以上の夫婦所帯で、夫の年金額が300万円の場合で試算すると左の図のようになります。

## 政府税制大綱による2006年1月以降の増税・負担増比較

年金額		所得税	住民税	国保保険料	介護保険料	合計	負担増
200万円	現行	0	0	58,800	50,920	109,720	0
	改正	0	0	58,800	50,920	109,720	
250万円	現行	0	0	58,800	50,920	109,720	137,806
	改正	26,400	24,400	108,576	88,150	247,526	
300万円	現行	0	4,000	66,960	88,150	159,110	176,128
	改正	60,000	42,200	144,888	88,150	335,238	
350万円	現行	0	11,900	83,076	88,150	183,126	249,704
	改正	97,400	62,000	185,280	88,150	432,830	

退職者連合試算

- 注) 1、本人65歳以上 老年配偶者(70歳以上)あり
- 2、生保・損保・医療費控除は含まない
- 3、国民健康保険料は東京都区部(千代田区を除く)
- 4、介護保険料は横浜市の料金を適用